

別紙2 リスク分担表

【 リスク分担区分 】

本給食組合と事業者のリスク分担について、事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが厳しいと認められるリスク及び組合が対応すべきと認められるリスクについては、本給食組合が責任の一部又は全部を負担する。

本給食組合と事業者のリスク分担は、次の表に掲げるとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		組合	事業者
入札手続き	募集要項、要求水準書の誤り、内容変更	○	
契約の未締結・遅延	事業者の帰責による契約締結遅延等		○
	議会の議決が得られない場合の契約締結遅延等	△	△
	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
法令変更	本事業に直接関係する入札手続きの誤り	○	
	事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
事業の中止・延期	本給食組合の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
性能	要求仕様不適合、施設・設備の瑕疵、維持管理・運營業務不履行		○
物価変動（※1）	施設共用開始前のインフレ・デフレ	○	△
不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	組合の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
住民対応	本事業を行うことに関する反対運動・訴訟等	○	
	事業者が行う業務の提案内容に関する訴訟・苦情等		○
計画変更	事業内容の変更	○	
維持管理・運営上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調理事故・異物混入等	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
配送の遅延	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの	○	
	事業者の調理の遅延によるもの		○

	事業者の交通事故によるもの		○
	食材の納入遅延によるもの	○	
事業の終了手続き	事業者が実施中すべき事業終了手続きの不備		○
アレルギー対応	アレルギー生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス（事業者の帰責によるものを除く）、食材調達の誤り	○	
	突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー物質によるもの）	○	
	事業者の帰責によるもの		○

○：主分担 △：従分担

（※1） 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は組合